

大阪市財産運用委員会部会設置要綱

制 定 平成 元年 4月 1日
最近改正 令和 3年11月 19日

第1 部会の設置

大阪市財産運用委員会規程第7条の規定により、高度利用検討部会を設置する。

第2 所掌事務

高度利用検討部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市有地の有効かつ高度な利用の検討、並びに用地、施設（建物）計画等の調整に関すること

第3 運営

部会の運営は、委員会の会議に準じて行う。

第4 庶務（事務局）

高度利用検討部会の庶務は、契約管財局管財部連絡調査課及び計画調整局開発調整部開発計画課において行う。